

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



豊島区子ども・若者総合計画 (令和2～6年度)

令和6年度実施状況 報告書

令和8年3月

第33期豊島区青少年問題協議会

I 豊島区子ども・若者総合計画について	1
1 概要.....	1
2 施策の体系.....	3
3 実施状況の検証.....	4
II 令和6年度実施状況	5
1 全体の状況.....	5
2 体系別の状況.....	6
 目標 I 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	7
 目標 II 子どもを安心して産み育てるための支援を推進する	8
 目標 III 子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する ..	9
 目標 IV 若者の自立と社会参加を支援する	10
 目標 V それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する	11
 目標 VI 子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する	12
III 資料編	
豊島区子ども・若者総合計画(令和2年～6年度)	
令和6年度実施状況調査結果【重点事業】.....	別紙1
令和6年度事業実施状況追加調査結果.....	別紙2
令和6年度実施状況調査票【資料編】.....	別紙3

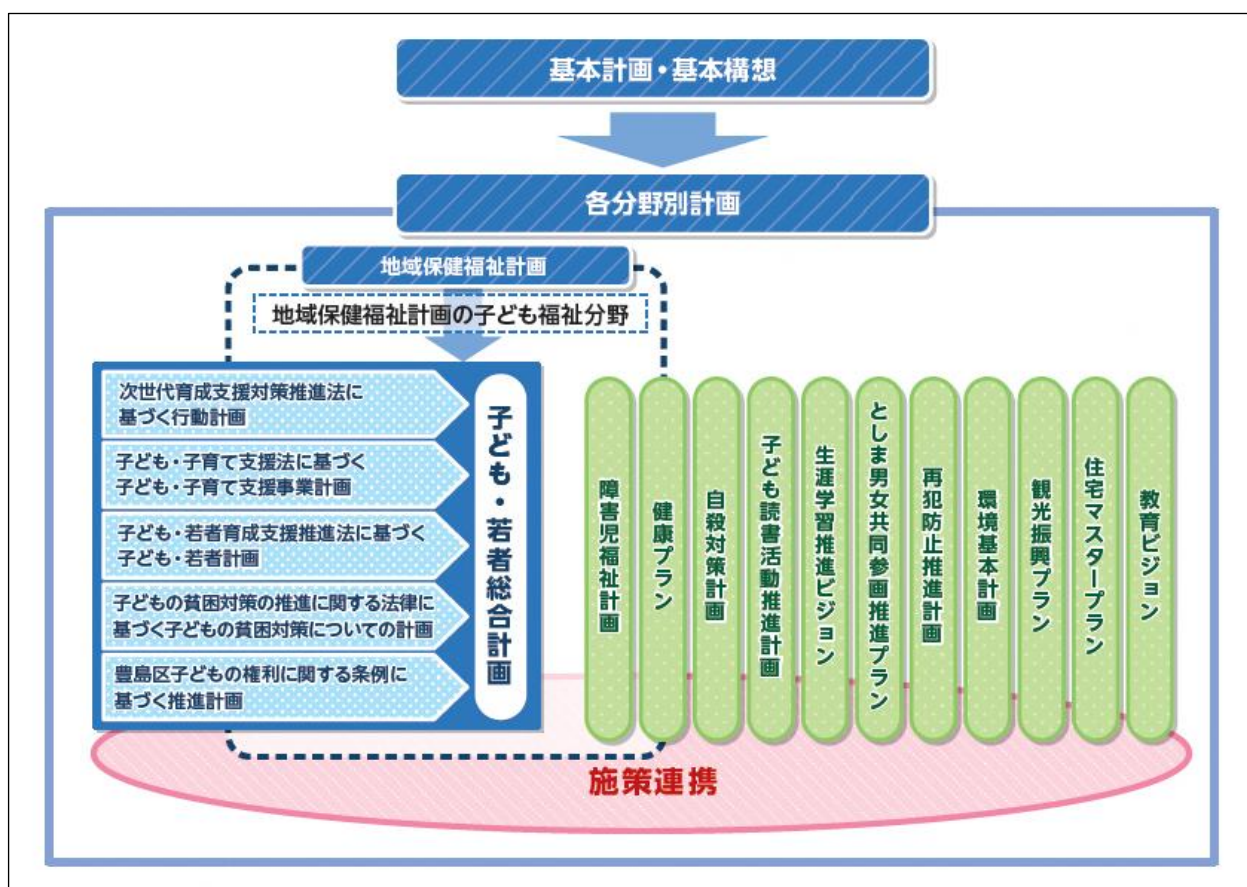
I 豊島区子ども・若者総合計画について

1 概要

【計画策定の背景・目的】

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成 31 年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定を契機に、2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を含るとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

【計画の位置付け】



【計画期間】

令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間

【計画の対象】

子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として 0 歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

【計画の基本理念】

すべての子ども・若者の権利が保障され
豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり

【基本的な考え方】

計画の基本理念を実現するために、現状と課題を踏まえて、以下の5つの考え方で施策を推進していきます。

(1) 子ども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重する。

- ・子ども・若者の今の「思い」を受け止め、子ども・若者を育成の対象と捉えるのではなく、社会の構成員として認め合い、権利の主体としての意見や選択を尊重する取組を推進します。

(2) 安心して子育てできる環境を整備し、親子が共に成長できるように支援する。

- ・子ども・若者が健やかに成長するために、家庭が孤立することなく、必要な協力を得ながら、保護者と子どもが安心して地域で暮らせる環境が必要です。
- ・保護者と子どもがお互いを大切に思いながら、それぞれが自分らしく暮らせるよう支援します。

(3) 子ども・若者の成長段階に応じて、切れ目なく支援する。

- ・子どもの権利は、子どもが皆等しく生まれながらに持っており、その年齢や発達に応じて保障されるものです。
- ・子どもは他者との関わりの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていきます。
- ・子ども・若者の支援にあたっては、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、発達段階ごとに必要となる支援を継続的に行うことが求められます。
- ・子ども・若者が自己肯定感を育み、自尊感情を醸成させ、自己として確立できるよう支援します。

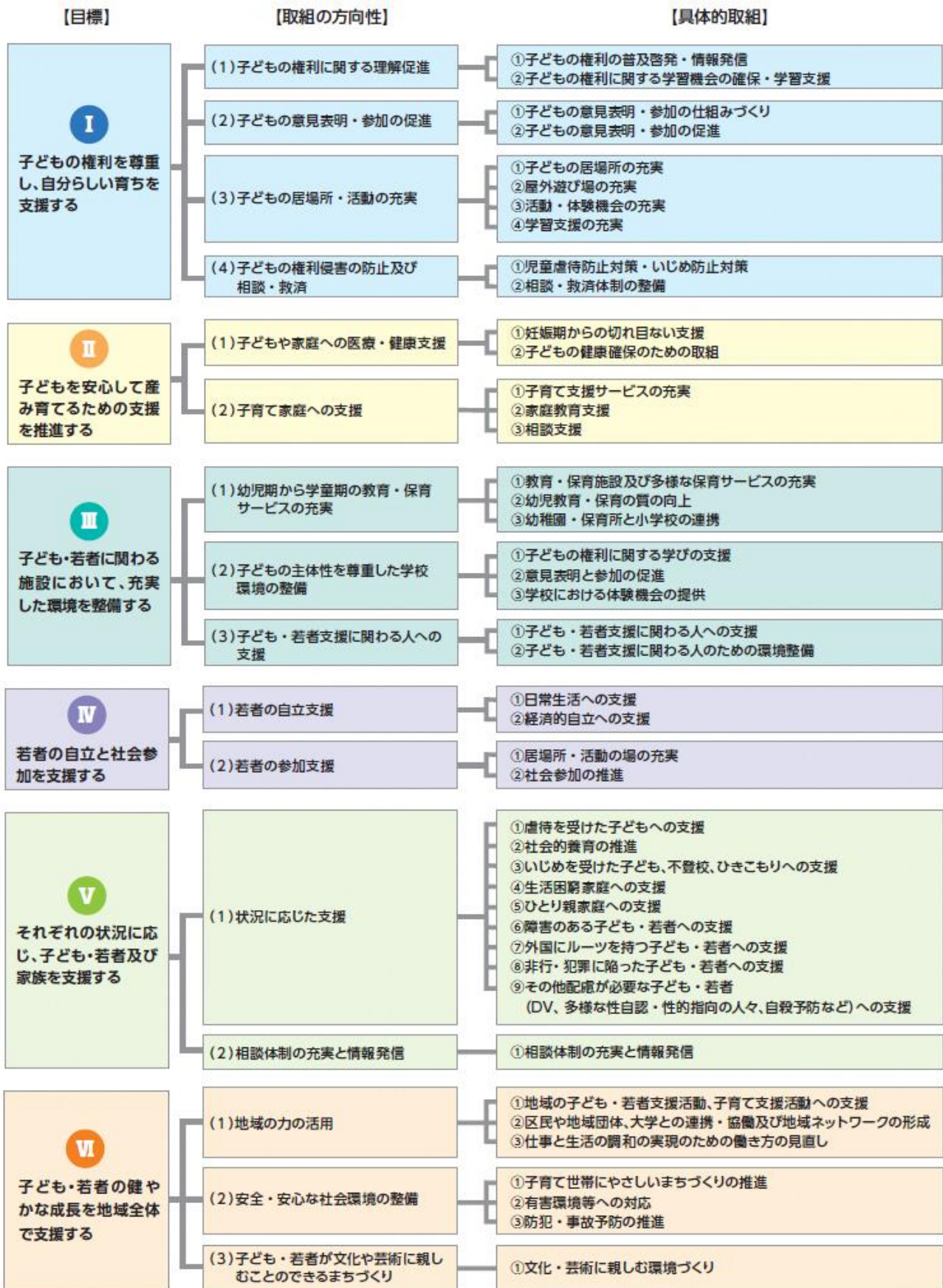
(4) 家庭、子どもに関わる施設、地域、関係機関、行政が連携・協働し、社会全体で子ども・若者を支援する。

- ・子ども・若者は社会の関わりの中で成長します。
- ・家庭、就学前児童の教育・保育施設、学校、放課後対策施設などの子どもに関わる施設、地域、NPOなどの地域団体、関係機関、行政が、それぞれの特性を活かしながら、連携・協働し、子ども・若者の成長を応援します。

(5) 子ども・若者総合計画の全分野の目標に基づき、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援に取り組み、基本理念を実現する。

- ・計画全体を進めることで、子どもの権利保障、子どもの貧困対策、子ども・若者支援を推進します。

2 施策の体系



3 実施状況の検証

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、以下のように子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組が行われているか検証を行い、豊島区が施策の推進や改善に繋げていきます。

【計画全体について】

庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、子ども若者課が事業主管課に対して行う「実施状況調査」に基づき、計画の「重点事業」の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。

その結果については、「青少年問題協議会」が本冊子（5ページ以降）に取りまとめ、区ホームページ等を通じて広く区民に公表していきます。

【子どもの権利の観点からの施策の検証・推進について】

「子どもの権利委員会」が検証を行います。

【「第二期子ども・子育て支援事業計画」について】

「子ども・子育て会議」が点検・評価を行います。

II 令和6年度実施状況

1 全体の状況

3ページに記載のとおり、計画では「目標」ごとに「取組の方向性」を記載しています。「取組の方向性」にはそれぞれ「計画の進捗を測る指標」を設定しており、当該指標を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」と「計画事業」は、それぞれの「具体的取組」に関連する事業として計画に掲載された事業であり、特に「重点事業」は予め事業ごとに事業目標や目標値を設定し、その達成状況を点検していくことを目的に設定されたものです。これらの事業を推進することで、「具体的取組」の目標達成や「取組の方向性」の「計画の進捗を測る指標」の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

また、「新規事業」は、本計画策定後に開始した事業など、計画に掲載されていない子ども・若者や子育て家庭に関係する事業であり、令和2年度は1事業が該当し、令和3年度は2事業が該当、令和4年度も1事業が該当しました。令和5年度については、2事業が追加されまた、令和6年度は4事業が追加されました。

主管課評価について、評価の指標は以下のとおりです。

○主管課評価の説明	目標値(令和6年度に対する達成率)
A…目標以上の取組ができた	(100%以上)
B…ほぼ目標に資する取組ができた	(70%以上 100%未満)
C…目標に資する取組が想定を下回った	(70%未満以下)
D…未実施または終了	(0%)

【事業区分別主管課評価の状況（全体）】

	A	B	C	D	計
重点事業	16	16	7	0	39
計画事業	155	88	20	0	263
新規事業	7	2	1	0	10
全事業	178 (57.0%)	106 (34.0%)	28 (9.0%)	0 (0.0%)	312 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、休止となった2事業（再掲事業含む）、終了となった12事業及び事業統合となった1事業を除く（いずれも計画事業）。

全体としては、A及びBで全体の91.0%を占めており、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっていますが、一方で全体の9%の事業がC及びD、すなわち、目標に資する取組が不十分であった状況になっています。

2 体系別の状況

7ページからは、計画に掲げた6つの「目標」ごとに、令和6年度における事業区分別の主管課評価の状況をまとめました。

「重点事業」の調査結果については、『「豊島区子ども・若者総合計画(令和2年～6年度)」令和6年度実施状況調査結果【重点事業】』として別紙1に記載しております。

青少年問題協議会専門委員会では、所管課評価がC及びDである事業を中心に点検・評価を行いました。指摘した事業については、追加調査の実施により指摘内容の精査を行い、『「豊島区子ども・若者総合計画(令和2年～6年度)」令和6年度事業実施状況追加調査結果』として別紙2に記載しております。

すべての事業の調査結果は、『「豊島区子ども・若者総合計画(令和2年～6年度)」令和6年度実施状況調査結果【資料編】』として別紙3に記載しております。

目標 I

子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

【概要】

目標 I では、「子どもの権利に関する条例」や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の充実に取り組んでいます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こったあとの支援に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	●子ども 3.3% ●若者 1.0% ●保護者 8.8% ●区施設職員 68.8% ●地域団体 47.6%	↑
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	●小学生 44.8% ●中学生 31.2%	↑
過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合	●小学生 13.3% ●中学生 42.4%	↓
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	●就学前 35.0% ●小学生 19.4% ●中学生 17.6%	↑
子どもからの専用電話相談（フリーダイヤル）の認知度	●小学生 21.1% ●中学生 16.7%	↑



<「豊島区子どもの権利に関する条例」リーフレット>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 子どもの権利に関する理解促進	●「子どもの権利」の理解の普及・啓発 ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ○保育の質の向上事業
(2) 子どもの意見表明・参加の促進	●としま子ども会議の開催 ○子どもの参加推進事業 ○利用者会議の開催 ○子ども地域活動支援事業
(3) 子どもの居場所・活動の充実	●中学生センターの運営 ●子どもスキップの運営・改築 ○放課後子ども教室事業 ●プレーパーク事業 ○小学校開放事業 ○「としまキッズパーク」の整備・運営 ●子どものための文化体験プログラム ●コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援
(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	●子ども虐待防止ネットワーク事業 ●いじめ防止対策推進事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置 ●子どもの権利擁護委員相談事業 ○子どもからの専用電話相談

【事業区分別主管課評価の状況（目標 I）】

	A	B	C	D	計
重点事業	7	4	1	0	12
計画事業	20	12	0	0	32
新規事業	1	1	0	0	2
全事業	28 (60.9%)	17 (37.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	46 (100%)

※ 再掲事業を含む。

目標 I は重点事業・計画事業、令和 6 年度から追加された新規事業とあわせて 46 事業（終了した 2 事業を除く）で構成されていますが、A 及び B で 97.9%を占めていて、全体では令和 5 年度の状況（A 及び B で 97.8%）と同様に、事業の多くが目標に資する取組ができたという評価となっています。

目標Ⅱ

子どもを安心して産み育てるための支援を推進する

【概要】

目標Ⅱでは、教育や福祉、保健、医療、更生保護などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行っています。また、全ての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭への各種支援施策を推進しています。



<ゆりかご・としま事業>

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状(平成30年度)	目指す方向性(令和6年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 40.9%	↑
子育てが楽しいと感じることの方が多くと答えた保護者の割合	●就学前児童保護者 69.0%	↑

取組の方向性	○主な計画事業(●重点事業)
(1)子どもや家庭への医療・健康支援	●ゆりかご・としま事業 ○妊婦健康診査 ○産後ケア事業 ○育児支援ヘルパー事業 ●乳幼児健康診査 ○乳幼児健康相談 ○予防接種事業 ○子どもの医療費助成事業
(2)子育て家庭への支援	●東部・西部子ども家庭支援センター事業 ●地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設 ○子どもショートステイ事業 ○家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業 ●家庭教育推進事業 ○母親教室、パパママ準備教室 ○親の子育て力向上支援事業

【事業区分別主管課評価の状況(目標Ⅱ)】

	A	B	C	D	計
重点事業	0	3	3	0	6
計画事業	17	19	1	0	37
新規事業	2	1	0	0	3
全事業	19 (41.3%)	23 (50.0%)	4 (8.7%)	0 (0.0%)	46 (100%)

※ 再掲事業を含む。

目標Ⅱは重点事業・計画事業・令和6年度の新規事業あわせて46事業(終了した1事業を除く)で構成されていますが、A及びBの評価で91.3%になっています。事業のほぼすべてが目標に資する取組ができたという評価となっていますが、令和5年度の状況(A及びBが100%)に比べると目標に資する取組が下回った事業があります。

目標Ⅲ

子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

【概要】

目標Ⅲでは、区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進しています。子どもに関わる施設においては、子どもの権利保障の取組を推進し、子どもの主体性を尊重した環境を整備します。また、子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援を推進します。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
保育所待機児童数	16人 (平成31年4月)	待機児童ゼロを達成・維持
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	●就学前児童保護者 52.7%	↑
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	●小学生 11.8% ●中学生 11.3%	↓
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	●区施設職員 36.4% ●地域団体等 67.9%	↓



<IKEBUS から手を振る子どもたち>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●私立保育所施設整備助成 ○通常保育事業 ○区立保育園の民営化 ○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○事業所内保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○延長保育事業 ○一時保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○学童クラブ事業 ○認定こども園の整備検討 ○区立幼稚園預かり保育の実施 ○私立幼稚園一時預かり事業の推進 ●子ども研修 ○区内保育施設イケバス活用事業 ○保育の質ガイドライン関係事業 ○保幼小連携推進プログラムの作成 ○保幼小連絡会(仮称)の設置
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 ●子どもの主体的活動への支援の推進 ○小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム ○次世代文化の担い手育成事業
(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「子どもの権利」に関する研修・講座の実施 ○保育の質向上のための研修委託事業 ●教員の働き方改革推進事業 ○外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実

【事業区分別主管課評価の状況 (目標Ⅲ)】

	A	B	C	D	計
重点事業	3	3	0	0	6
計画事業	33	6	2	0	41
新規事業	1	0	0	0	1
全事業	37 (77.0%)	9 (18.8%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	48 (100%)

※ 再掲事業を含む。

目標Ⅲは重点事業・計画事業・令和5年度の新規事業1事業をあわせて48事業(終了した4事業を除く)で構成されていますが、A及びBで95.8%を占めており、事業の多くがほぼ目標に資する取組ができたという評価となっています。令和5年度の状況(A及びBが96.0%)とほぼ同様の数値となっています。

目標
IV

若者の自立と社会参加を支援する

【概要】

目標IVでは、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行うことで、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進するとともに、若者が社会の一員として能動的に社会参加できるよう、若者の居場所・活動の場の充実や社会参加の推進に取り組んでいます。また、支援が必要な若者について、40歳以降も支援が途切れることがないように、福祉部門と連携して継続的な支援に取り組んでいます。



<若者食堂 (ジャンプ東池袋) >

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合 (好き+だいたい好き)	66.5%	↑
地域活動に参加していると回答した若者の割合	6%	↑

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1)若者の自立支援	○中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組 ○若者向け (40歳未満) 健診事業 ○自殺・うつ病の予防対策 ○青少年自殺予防対策事業 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業 ●就労準備・社会参加支援事業 (困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム) ○子ども・若者支援事業 ○インターンシップの受入 ○自立相談支援事業 (くらし・しごと相談支援センター)
(2)若者の参加支援	●中高生センタージャンプの若者支援 ○としまコミュニティ大学 ○としまscope ○としまぐらし会議プロジェクト ○選挙普及啓発事業 ○地域防災力向上事業

【事業区分別主管課評価の状況 (目標IV)】

	A	B	C	D	計
重点事業	0	1	1	0	2
計画事業	11	8	5	0	24
全事業	11 (42.3%)	9 (34.6%)	6 (23.1%)	0 (0.0%)	26 (100%)

※ 再掲事業を含む。

目標IVは重点事業・計画事業あわせて 26 事業 (終了した 3 事業を除く) で構成されていますが、A 及び B の割合は 76.9% であり、ほぼ目標に資する取組ができた事業は 8 割近くになっていますが令和 5 年度の状況 (88.4%) と比べると C 評価に下がった事業が倍に増えたことにより、割合としては昨年度より下がっている状況です。

目標 V

それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する

【概要】

目標 V では、虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、様々な背景を抱えた子ども・若者やその家族に対して、学校、地域、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を展開しています。また、子ども・若者の多岐に渡る悩みや不安に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、相談制度や支援に関する情報発信に取り組んでいます。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状 (平成30年度)	目指す方向性 (令和6年度)
学校に行きたくないことがよくあると感じている子どもの割合	●小学生 8.6% ●中学生 9.9%	↓
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した子どもの割合	●小学5年生 7.0% ●中学2年生 10.8% ●16~17歳 10.7% (平成28年度)	↓
困ったり悩んだりした時に相談窓口を「利用したくない」と回答した子どもの割合	●小学生 47.7% ●中学生 62.0%	↓



<児童相談所の完成イメージ図>

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども虐待防止ネットワーク事業 ○児童相談所の設置・運営 ●社会的養育基盤構築事業 ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○スクールカウンセラー事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ●生活困窮者自立相談支援事業 (子どもの学習・生活支援事業) ●子ども・若者支援事業 ●ひとり親家庭支援センター事業 ○養育費に関する取り決め促進事業 ●発達支援相談事業 ○発達障害者相談窓口 ●多文化共生推進事業 ○パンフレット・ホームページ等の外国語版の作成 ○更生保護サポートセンターの運営支援 ○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進 ○自殺・うつ病の予防対策 ○DV・デートDV防止のための周知啓発事業
(2) 相談体制の充実と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども若者総合相談事業 (アシスとしま) ○福祉包括化推進会議の設置 ○子ども・若者及びその家族への支援情報の提供 ○子ども・若者支援者への情報提供

【事業区分別主管課評価の状況 (目標 V)】

	A	B	C	D	計
重点事業	5	3	1	0	9
計画事業	48	31	8	0	87
新規事業	1	0	1	0	2
全事業	54 (55.1%)	34 (34.7%)	10 (10.2%)	0 (0.0%)	98 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、終了となった 3 事業 (再掲含め 3 事業分) を除く。(計画事業)

目標 V は重点事業・計画事業・令和 6 年度の新規事業をあわせて 98 事業で構成されています。A 及び B で 89.8% ですが 5 年度の状況 (A 及び B で 92.7%) よりやや下がっていますがほぼ 9 割の事業が目標に資する取組ができたという評価となっています。

目標 VI

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する

【概要】

目標VIでは、地域での子ども・若者支援活動や子育て支援活動への支援、地域の様々な主体との連携・協働により、地域の力を活用しています。また、子育てのしやすい住宅や環境整備、犯罪や事故、けが予防といった安全安心な環境整備に取り組むことで、子ども・若者や子育て世帯が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、「国際アート・カルチャー都市構想」に基づき、子ども・若者が文化芸術に触れながら成長できる環境を整備しています。

【計画の進捗を測る主な指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和6年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 31.4% ●小学生 42.0% ●中学生 37.9%	↑
子どもの成長や安全・安心な生活が地域全体で支えられているかについて、「どちらかというと思う」と回答した区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 21.8%	↑
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	平成30年度 ●就学前 14.4% ●小学生 16.9% ●中学生 16.4%	↑
多様な文化芸術活動が展開され、良質な文化芸術に接する機会が「どちらかというとき」と感じている区民の割合	令和元年度 ●18歳以上の区民 40.6%	↑

取組の方向性	○主な計画事業 (●重点事業)
(1) 地域の力の活用	○民生委員・児童委員事業 ○青少年育成委員会支援事業 ○コミュニティソーシャルワーク事業 ●子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」 ○コミュニティ・スクール導入等促進事業 ●ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 ○モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進
(2) 安全・安心な社会環境の整備	●子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ○子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発 ○安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)
(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	●トキワ荘マンガミュージアムの開設・運営 ○トキワ荘通りお休み処の運営 ○芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業 ○舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業 ○池袋西口公園野外劇場管理運営事業

【事業区分別主管課評価の状況 (目標VI)】

	A	B	C	D	計
重点事業	1	2	1	0	4
計画事業	26	12	4	0	42
新規事業	2	0	0	0	2
全事業	29 (60.4%)	14 (29.2%)	5 (10.4%)	0 (0.0%)	48 (100%)

※ 再掲事業を含む。

※ 計画策定後、事業統合となった1事業、終了となった2事業を除く。(計画事業)

目標VIは重点事業・計画事業・令和3年度新規事業あわせて48事業で構成されていますが、A及びBで89.6%を占めており、事業のほぼ9割が目標に資する取組ができたという評価となっています。令和5年度の状況(A及びBが98.0%)に比べて目標に資する取組が想定を下回った事業が多くありました。

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）

令和6年度実施状況報告書

令和8年3月

編集：豊島区青少年問題協議会

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課

